

# 平成30年度裾野市農業委員会3月総会 議事録

1. 開催日時 平成31年3月11日(月) 午後1時30分から午後2時00分  
 2. 開催場所 裾野市役所402会議室  
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一		
2	杉山 邦利	8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学		
5	手綱 史芳	11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
		12(会長)	岡田 廣正				

## 4. 欠席委員

6	勝又実佐男	富岡	西島 徹夫	須山	杉山 勝良
---	-------	----	-------	----	-------

## 5. 事務局出席者

書記 中村健児 書記 市川智子 書記 持田睦乃

## 6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

7	西島美津代	8	飯塚 芳正
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第26号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 議第40号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する決定について
- (3) 議第41号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第42号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- (5) 議第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

## 7. 会議の概要

議長

只今から平成30年度裾野市農業委員会3月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、7番 西島美津代委員、8番 飯塚芳正委員にお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。  
 それでは、議事に入ります。  
 報第26号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第26号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について (議案朗読)

議 長 　ただ今の報第26号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 無し)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。次に、議第40号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する決定について を議案とします。

　こちらの案件については、眞田正昭推進委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、眞田正昭推進委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(眞田正昭推進委員 退席)

議 長 　事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第40号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　続きまして、地区担当委員 4番 鈴木昭子委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は、須山街道沿い下和田地先の背越バス停から約280m西側に位置します。現況は畑となっています。

　平成22年10月22日に農地法5条の転用許可を受けていましたが、資金計画の都合により、これまで事業に着手できておりませんでした。この度、建築資金が確保でき、事業開始の目途がついたことから、事業計画変更承認申請に至りました。転用目的は変更せず、分家住宅の配置や施工事業者等の変更が生じたものです。賃貸人は、賃借人の父であり、申請地に分家住宅を建築することの了承を得ております。

　農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

　南側・東側は道路、北側・西側は賃貸人の所有する山林及び畑に接しています。生活排水等は、浄化槽を経由し、道路側溝へ放流します。雨水対策としては、敷地南側に排水柵を設置し、道路側溝へ放流します。また、申請地西側には、北側農地へ行くための通路が確保されているため、営農に支障はありません。

　以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 　質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 無し)

議 長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第40号 番号1について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　それでは、全会一致で決定することに決定します。

　眞田正昭推進委員にご着席願います。

(眞田正昭推進委員 着席)

- 議 長 議第41号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第41号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
- 議 長 続きまして、地区担当委員 7番 西島美津代委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は、裾野市立西中学校第2グラウンドの東側約70mのところのところに位置します。申請地は市街化調整区域内にある農地です。面積は70㎡で、現在は道路工事が実施されており、耕作は行われていない状況です。  
申請地は渡人が平成9年3月に相続により取得しました。この度、道路工事に伴って申請地が道路用地の残地として70㎡だけ残る計画となっております。そこで、申請地と近接した農地を耕作している受人が申請地を買い受け、自身が所有する農地と一体利用することで話がまとまり申請に至りました。  
一方、受人は現在県議会議員を務めつつ、所有する農地において水稲や露地野菜などを栽培しています。  
耕作は受人と母、妻、息子の4名が行いますが、最低でも10年の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われまます。申請地取得後の経営農地は11,830.41㎡で、下限面積を満たしています。通作に係る時間は自宅から徒歩で2分程度です。他の農地についても、すべて適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。  
周辺農地への悪影響は、特にないかと思われまます。ご審議のほどお願いします。
- 議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。  
(質問、意見等 なし)
- 議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第41号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)
- 議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第42号 農用地利用集積計画(案)の決定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第42号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
- 議 長 続きまして、地区担当推進委員 渡邊秀行委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 利用権設定地は須山浅間神社の北側140mほどのところに位置します。設定地は農用地区域内にある農地で、地目は田です。面積は710㎡です。  
貸人は、平成28年に利用権設定地を相続により取得しました。利用権設定地は相続する以前から借人に対し利用権設定されており、相続後もその契約を継続し、借人が耕作を行っていました。  
この度、平成31年2月末で終期を迎えますが、継続して現在の借人に利用権を設定

することで話がまとまり、今回の申請に至りました。

借人は須山地区を拠点とする法人で、従事日数も基準を満たしており、保有農機具等も十分であることから、農業経験・技術等も問題ありません。期間は賃貸借により10年間です。

利用権設定地では、水稻の作付けを行う計画です。農地の形状は変更せず営農を続ける計画なので、周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第42号 番号1について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1及び番号2 を一括して議案とします。

こちらの案件については、手綱史芳委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、手綱史芳委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(手綱史芳委員 退席)

議 長 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1及び番号2  
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 渡邊秀行委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 番号1の利用権設定地は須山地区にある蕎麦屋「そばづくし蕎麦坊」の西70mのところ、番号2の利用権設定地は須山地区にある「有限会社 手綱園芸」の東側80mのところ、に位置しています。申請地はいずれも農業振興地域内にある農地で、地目は畑です。面積は番号1が6筆合計6,200㎡で、その内4,600㎡について利用権を設定する計画です。番号2は6筆合計6,565㎡です。

番号1の貸人は昭和63年に、番号2の貸人は平成23年に、いずれも相続により利用権設定地を取得し、平成25年から農地利用集積円滑化事業を活用して今回の借受者に利用権を設定していました。その期間が平成31年2月末で満了するため、今後は農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者の経営農地は56,869㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、そばを作付する予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第43号 番号1及び番号2について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。  
手綱史芳委員にご着席願います。  
(手綱史芳委員 着席)

議長 次に、議第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3 を議案とします。本案件は、私が関連する案件となります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、一時退席し、退席中の議事進行につきまして副会長に委任します。  
(岡田廣正会長 退席)

勝又副会長 議事進行を承りました。では、事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3  
(議案朗読・投影写真により説明)

勝又副会長 続きまして、地区担当推進委員 関野孝平委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は裾野市立西中学校テニスコートの南側に位置しています。申請地は農業振興地域内にある農地で、地目は田です。面積は、2筆合計5,183㎡です。  
貸人は、平成25年に相続により利用権設定地を取得し、平成26年から農地利用集積円滑化事業を活用して今回の借受者に利用権を設定していました。その期間が平成31年1月末で満了したため、今後は農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。  
機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者の経営農地は8,947㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。  
耕作管理計画によると、そばを作付する予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

勝又副会長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

勝又副会長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第43号 番号3について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

勝又副会長 それでは、全会一致で決定することに決定します。  
岡田廣正会長にご着席願います。合わせて、議事進行を議長にお返しします。  
(岡田廣正会長 着席)

議 長 次に、議第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号4 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号4  
（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 続きまして、地区担当委員 3番 服部敏淳委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は富沢区民グラウンドの北側に位置しています。申請地は農業振興地域内にある農地で、地目は畑です。面積は、991㎡です。

貸人は、平成11年に相続により利用権設定地を取得し、平成24年から農地利用集積円滑化事業を活用して今回の借受者に利用権を設定していました。その期間が平成30年7月末で満了したため、今後は農地中間管理事業を活用して改めて利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

機構に中間管理権が設定されたら、所定の手続きを行い、借受者に貸し出されることとなっています。借受者の経営農地は64,969㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は10年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、芝を作付する予定です。周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第43号 番号4について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

以上で、全ての議案が終了しました。これをもって平成30年度裾野市農業委員会3月総会を閉会します。

平成31年3月11日（会議録署名人）

7番署名人 西島美津代

8番署名人 飯塚芳正